

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年10月 8日

名古屋地方裁判所岡崎支部執行係

裁判所書記官 尾 崎 秀 樹

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年10月23日 午前 9時00分から 令和 7年10月30日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年11月 6日 午前10時00分 場 所 名古屋地方裁判所岡崎支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年11月20日 午後 1時00分 場 所 名古屋地方裁判所岡崎支部執行係
特別売却 実施期間	令和 7年11月13日 午前 9時00分から 令和 7年11月13日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の指定口座に金銭を振り込んだ旨の保管金受入手続添付書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年10月 8日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



913

物件番号	売却基準価額 (円) 買受可能価額 (円)	一括 売却	買受申出保証額 (円)	令和7年度	
				固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
1, 2	6,550,000 5,240,000	一括	1,310,000	39,298	10,105
1	2,900,000				
2	3,650,000				



物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|-----------------|-------------|
| 1 | 所 在 | 豊田市若林東町宮間 | |
| | 地 番 | 34番3 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 134.07平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 豊田市若林東町宮間 34番地3 | |
| | 家屋 番号 | 34番3 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 | |
| | 床 面 積 | 1階 | 61.70平方メートル |
| | | 2階 | 26.49平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 9月 4日

名古屋地方裁判所岡崎支部執行係

裁判所書記官 尾 崎 秀 樹

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

売却対象外の土地(地番34番1)を通行のため利用している。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。



11

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|-------------------|--------------|
| 1 | 所 在 | 豊田市若林東町宮間 | |
| | 地 番 | 34 番 3 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 134.07 平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 豊田市若林東町宮間 34 番地 3 | |
| | 家屋 番号 | 34 番 3 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 61.70 平方メートル |
| | | 2 階 | 26.49 平方メートル |



令和 7 年(ケ)第 27 号

令和 7 年 6 月 3 日受理

令和 7 年 7 月 2 日提出

現 況 調 査 報 告 書

名古屋地方裁判所 岡崎支部

執行官 久 林 靖

物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|--------------------|-----------------|
| 1 | 所 在 | 豊田市若林東町宮間 | |
| | 地 番 | 3 4 番 3 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 1 3 4. 0 7 平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 豊田市若林東町宮間 3 4 番地 3 | |
| | 家屋 番号 | 3 4 番 3 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 6 1. 7 0 平方メートル |
| | | 2 階 | 2 6. 4 9 平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	(住居表示未実施)	
土地	物件1	
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ 宅地(物件)	
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 概ね土地建物配置図(概略)のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
その他の事項	☒ 本土地上の南西部にカーポート(工作物)がある。 ☒ 本土地上の北西部に簡易物置(動産)がある。	
建物	物件2	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である(☐) ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ☐ 地方裁判所 支部 平成 年() 第 号 ☐ ある 保管開始日 平成 年 月 日	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物配置図(概略)のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 近隣居住者	物件2建物（以下、本件建物という）には、現在、A（債務者兼所有者）さんが単身で居住しています。
■ A (債務者兼所有者)	1 本件建物には、現在、私が単身で居住しています。 2 物件1土地（以下、本件土地という）および本件建物のいずれも、他の誰とも使用に関する取り決めや貸借関係はありません。 3 本件土地の隣地所有者との間で、境界に関する紛争はありません。 4 本件建物内において、過去に、事件・事故・自殺・他殺等による死亡の事実はありません。 5 本件土地が西側で接する34番1の道路の所有者に通行料は支払っていません。また、道路の所有者の方を知りません。
■ C (34番1の土地所有者Bの夫)	1 私は本件土地の西側の道路の土地所有者Bの夫です。Bは病気がちのため、私がBに代わって回答します。 2 この道路に関することは、Bの亡父がやっておりましたので、私達夫婦には全くわかりません。 3 この道路には固定資産税は掛かっていませんが、私達夫婦も色々なことを整理していきたいので、今後は、買受人に道路の持分に相当する部分を買って欲しいと思っています。買受人と話し合いをしたいと思っています。
■ 豊田市役所土木管理課担当者	本件土地が西側で隣接する道路（34番1の土地）は、市は管理していません。個人管理の土地です。
■ 豊田市役所建築相談課担当者	本件土地が西側で隣接する道路（34番1の土地）は私道ですが、建築基準法第42条1項5号のいわゆる位置指定道路です。個人管理の土地ですが、その道路を他の人が建築のために使用している間は、道路を廃止することはできません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 本件物件の占有関係は、関係人の陳述及び現況等から本報告書に記載のとおり認められる。
- 2 本件土地は、西側で接する私道を通して南方の公道に出入りする形態となっている。なお、豊田市役所建築相談課担当者によれば、本件土地が西側で接する私道は、いわゆる位置指定道路とのことである。Aの陳述によれば、通行料は支払っていないとのことである。私道の敷地所有者の夫であるCの陳述によれば、道路の取り決め等については、全くわからないとのことであるが、競売になった場合には、買受人に私道の持分相当部分を買収して欲しいとのことである。したがって、買受人は、BおよびCと、この私道の利用等について、協議をする必要があると思われる。
- 3 本件土地の周囲には境界標等は散見されなかった。
- 4 本件建物は、本件土地を敷地として建っている居宅で建物間取図（概略）のとおり使用されている。
- 5 本件建物と東側隣家が近接しており、本件建物の庇等と東側隣家の庇等の、どちらか一方が、または、双方が相互に越境している可能性がある（写真No.③参照）。
- 6 本件建物内を見渡した範囲においては、本件建物内の傷みの程度は、経年劣化程度のものと思われる。
- 7 その他の本件調査結果及び執行官の意見は、本報告書のとおりである。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年6月4日(水) 13:50-14:15	物件所在地	物件確認, 占有調査(居住者不在), 近隣居住者から面談聴取, 外部写真撮影
7年6月5日(木) 11:25-11:35	名古屋法務局岡崎支局	登記簿謄本, 公図, 建物図面等交付申請
7年6月5日(木)	当庁	所有者宛照会書面作成郵便送付
7年6月18日(水) 15:50-16:35	物件所在地	評価人と共に立入調査, Aから面談聴取, 間取り確認, 屋内写真撮影, 外部写真撮影
7年6月24日(火)	当庁	西側道路の所有者宛照会書面作成郵便送付
7年6月30日(月) 9:10-9:15	携帯電話	豊田市役所土木管理課担当者から電話聴取
7年6月30日(月) 9:15-9:20	携帯電話	豊田市役所建築相談課担当者から電話聴取
7年6月30日(月) 14:55-15:00	携帯電話	Cから電話聴取

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

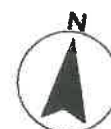
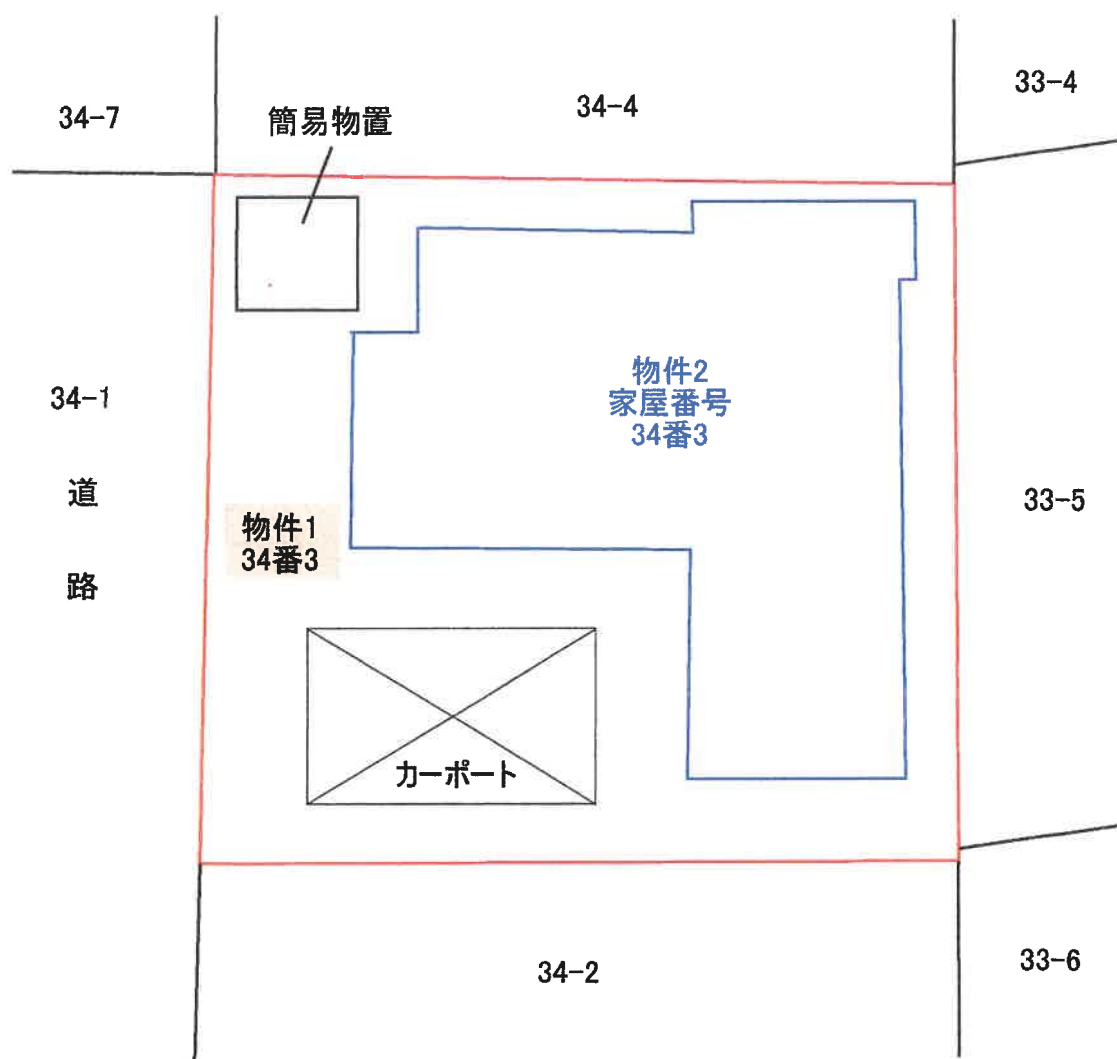
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

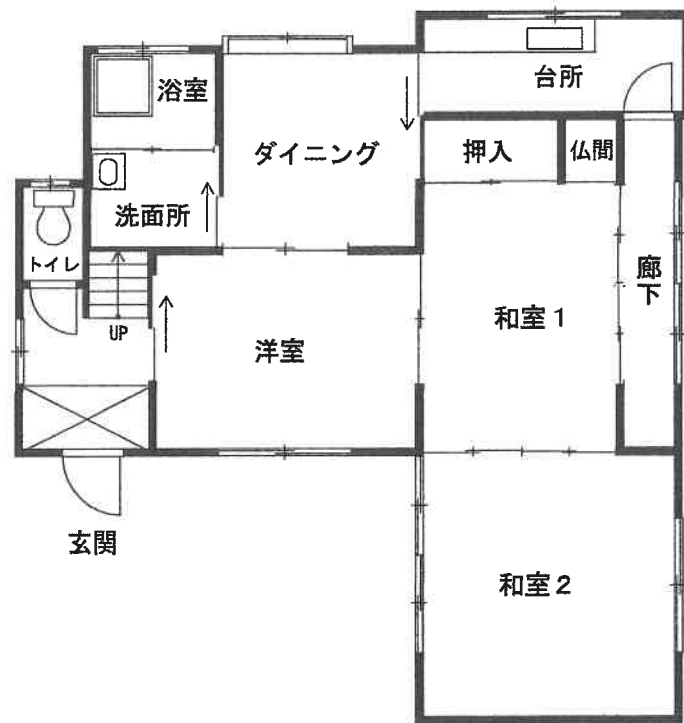
☐

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

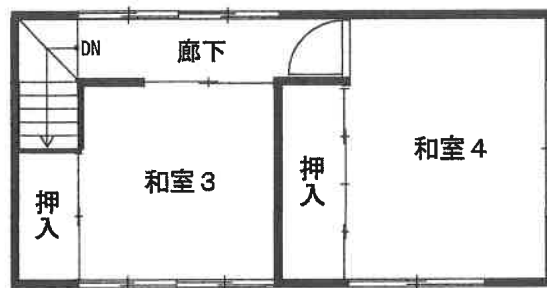
土地建物配置図（概略）



1F



2F



建物間取図
(概略)

①

本件建物



道路

本件土地

②

本件建物



道路

本件土地

③

東側隣地との境界付近の状況

東側隣家

本件建物



④

屋内の状況 洋室



⑤

屋内の状況 和室2



⑥

屋内の状況 浴室



令和7年(ケ)第 27 号
令和7年 6月 5日 受 理
令和7年 6月 18日 現地調査
令和7年 7月 15日 評 価
発行番号 2025014 号

名古屋地方裁判所岡崎支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

許文邊 一石

第1 評価額

一 括 価 格	
金 6,550,000 円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 2,900,000 円
物件2 (建物)	金 3,650,000 円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	豊田市若林東町宮間 34番3 宅地 134.07平方メートル	同左
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	豊田市若林東町宮間34番地3 34番3 居宅 木造瓦葺2階建 1階 61.70平方メートル 2階 26.49平方メートル	同左
番号	特記事項		
	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	名鉄三河線「若林」駅 東方 道路距離約1.3km ふれあいバス「産直若林」バス停 東方 道路距離約1.2km (附属資料「位置図」参照)	
付近の状況	一般住宅を中心とする住宅地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第一種低層住居専用地域 50% 80% — 高さ制限10m、宅地造成等工事規制区域 景観計画区域 (届出対象行為: 高さ10m、建築面積500㎡) 豊田土地改良区・排水協議地区 ※特記事項参照
画地条件	地積 134.07㎡ 間口 約11m、奥行 約12m 形状 ほぼ正方形	
接面道路の状況	西側にて幅員約4.0mの未舗装私道（建築基準法第42条1項5号道路）に概ね等高に接面する中間画地である。 ※特記事項参照	
土地の利用状況等	物件1は物件2の建物の敷地として利用されている。 隣地は一般住宅等である。	
供給処理施設 (敷地内引込の有無を基準としている)	上水道 あり ガス配管 引込可 ※特記事項参照 下水道 あり	
土壌汚染の可能性の調査	有害物質指定特定施設事業所届出リストに掲載は無く、登記事項証明書上・住宅地図上に対象地の価格形成に影響を及ぼす土壌汚染の可能性(正確には専門的測定を要す)を示す履歴は特に存しなかった。	

特 記 事 項	1. 西側道路（34番1）は第三者が所有する私道であり、道路法上の道路ではないが、建築基準法上の位置指定道路である。建築基準法上の道路であるため、建築基準法上の接道は満たすが、通行については原則として管理者（通常は所有者）との取り決め等による（豊田市建築相談課にて聴取）。 当該道路の所有者に聴取したところ、通行料等は徴収していないが、買受人には私道の持分相当部分の買取りを希望する、とのことであった。したがって、買受人は当該道路の所有者と協議を要する。 詳細は現況調査報告書に記載のとおりである。 2. 豊田土地改良区と排水協議を要する地区に該当するが、中古の戸建住宅の現況売買では協議不要である。なお、将来的に建物を建替える場合には協議を要する（豊田土地改良区にて聴取）。 3. 前面道路に都市ガスの配管はあるが、プロパンガスを使用している。 4. 東側隣家と、どちらか一方又は相互の庇が越境している可能性がある。 5. 敷地内にカーポート、簡易物置あり（土地建物配置図（概略）参照）。
---------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日（登記記載） 昭和53年5月16日新築 昭和61年9月7日増築 経過年数 約47年 経済的残存耐用年数 約0年
仕 様	構造 木造2階建 屋根 瓦葺 外壁 サイディング等 内壁 京壁、合板等 天井 杉板等 床 畳、フローリング等 設備 電気、プロパンガス、給排水等 その他 ー
床面積（現況）	登記床面積 88.19㎡ 未登記増改築部分なし
現況用途等	現況用途 居宅 間取り 5DK （附属資料 建物間取図（概略）のとおり）
品 等	普通
保守管理の状 態	普通
建物の利用状 況	「現況調査報告書に記載のとおり」
特 記 事 項	1. 建物は目視の範囲内では、経年相応の劣化であるが、老朽化が進行している。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付 減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	97,600	0.78	134.07	0.90	9,190,000

計算結果の数値は万円未満を四捨五入する端数処理を行った。（以下同じ）

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示地等：公示地 豊田－31

$$\begin{array}{ccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 135,000 \text{ 円/㎡} & \times & 101 / 100 & \times & 100 / 105 & \times & 100 / 133 & = & 97,600 \text{ 円/㎡} \\ & & & & & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)} \end{array}$$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：方位1.05

◇地域格差：街路1.10 × 交通1.05 × 環境1.15 × 行政1.00 = 1.33

イ 個別格差：方位1.00 × 持分のない位置指定道路に接面0.80 × 相隣関係0.98 = 0.78

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：地上建物の存在による減価率を 10 %と判定した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	198,000	88.19	0.01	170,000

ウ 現価率：

$$\begin{aligned} \cdot \text{現価率} &= \left[\text{残価率 } 1 \% + (1 - \text{残価率 } 1 \%) \times \frac{\text{経済的残存耐用年数 } 0 \text{ 年}}{\text{経済的残存耐用年数 } 0 \text{ 年} + (\text{経過年数 } 47 \text{ 年})} \right] \\ &\quad \times (1 - \text{観察減価等 } 0 \%) = 0.01 \end{aligned}$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	9,190,000	0.55	法定地上権	5,050,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を55%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる 価格 (円) ア	土地利用権 等価格の控 除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 (円) ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評 価 額 (円) {(ア±イ)-ウ} ×エ×オ
1	9,190,000	- 5,050,000		1.00	0.70	2,900,000
2	170,000	+ 5,050,000	0	1.00	0.70	3,650,000
一括価格(合計)						6,550,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：必要なし

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格等 : 公示地 豊田ー31

所 在 : 愛知県豊田市若林東町高根下58番4

価 格 : 135,000 円/㎡

位 置 : 名鉄三河線「若林」駅の東方道路距離300m

価 格 時 点 : 令和7年1月1日

地 積 : 宅地 160㎡

供給処理施設 : ガス、水道、下水

接 面 街 路 : 南西側4.2m市道に接面

用 途 指 定 等 : 第一種低層住居専用地域(建ぺい率50%, 容積率80%)

地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅の中に空地等も見られる住宅地域

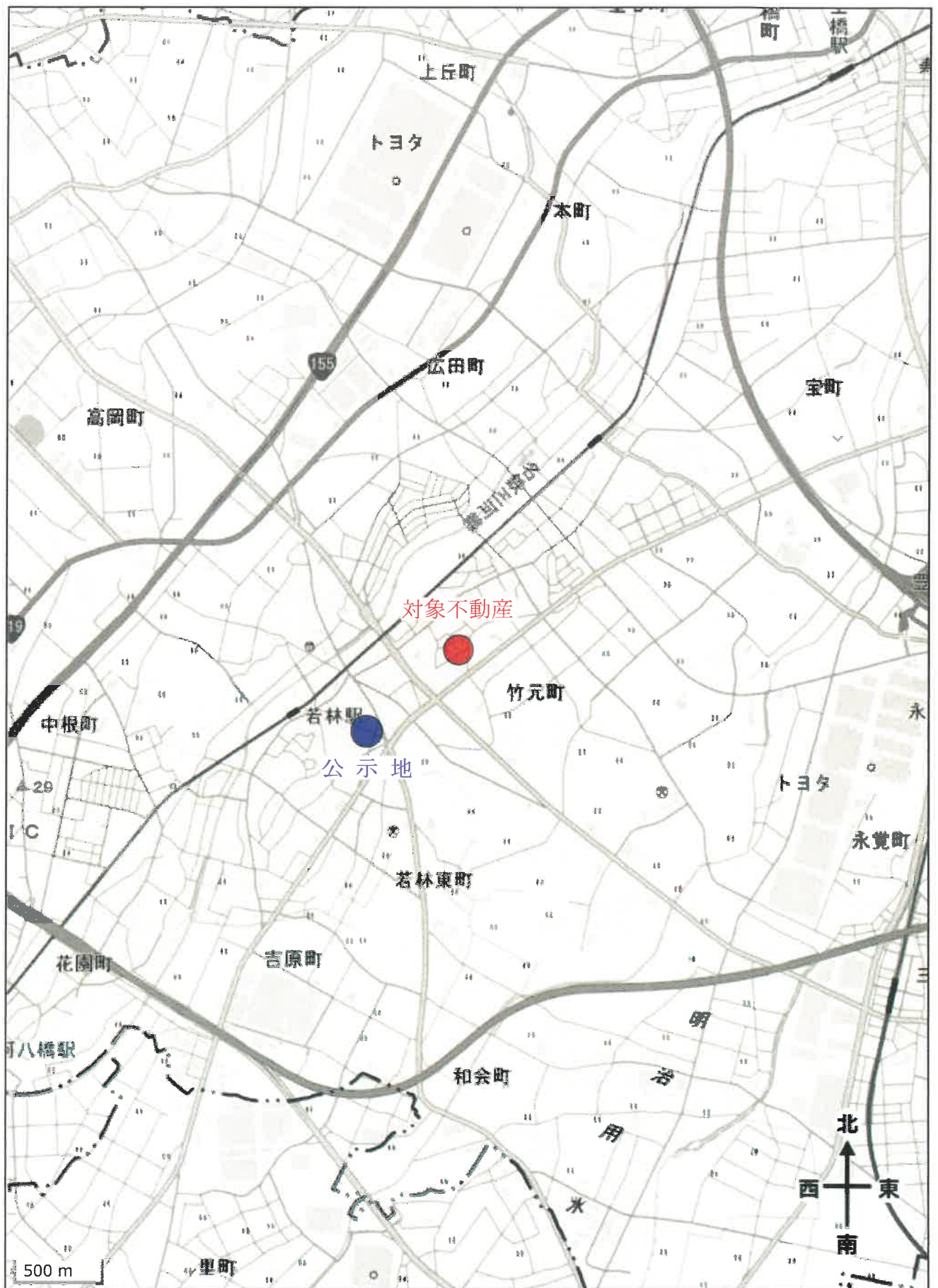
第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 付近案内図
- 3 公図(写)
- 4 地積測量図(写)
- 5 建物図面・各階平面図(写)
- 6 土地建物配置図(概略)
- 7 建物間取図(概略)
- 8 現況写真

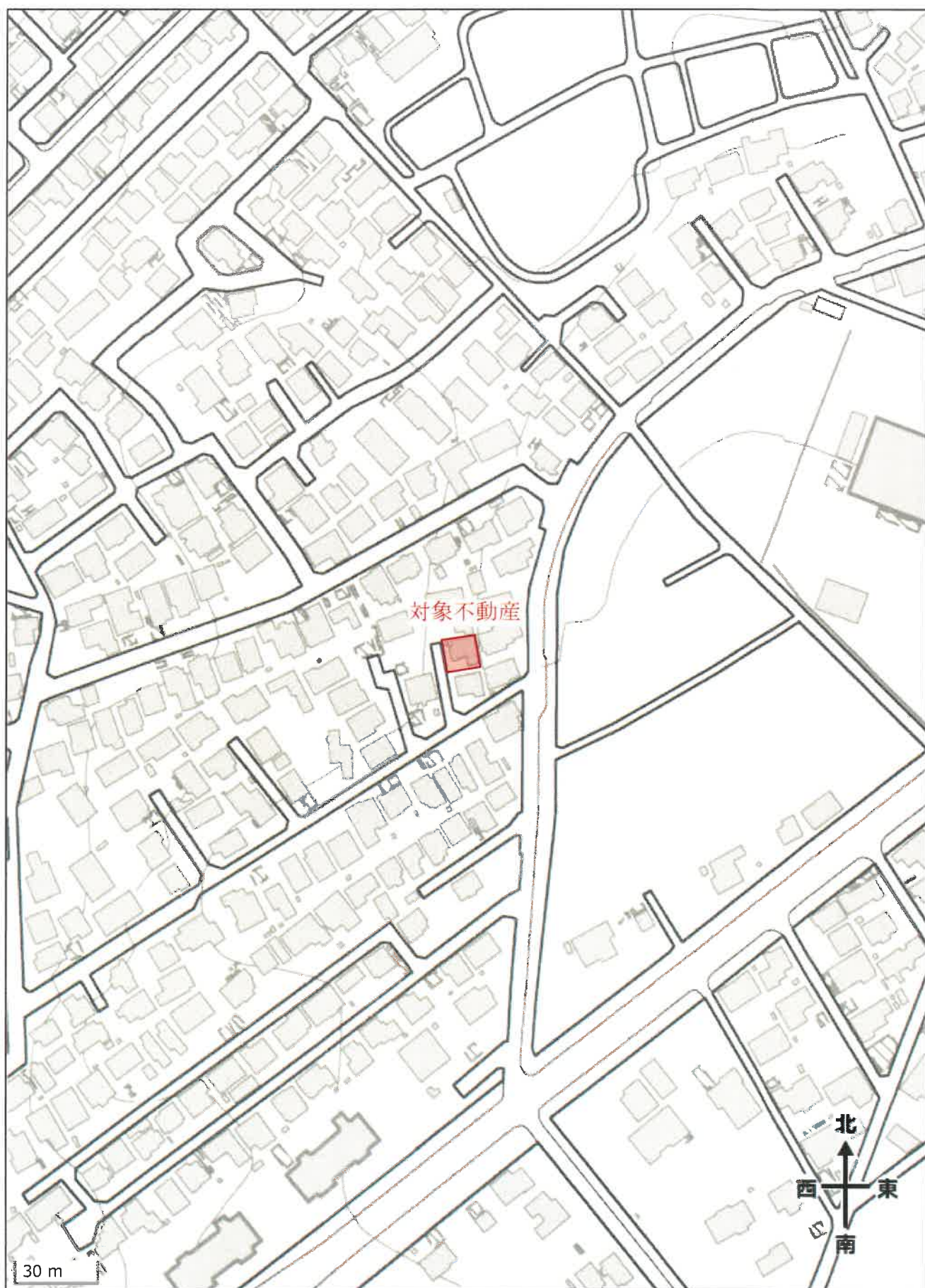
以 上

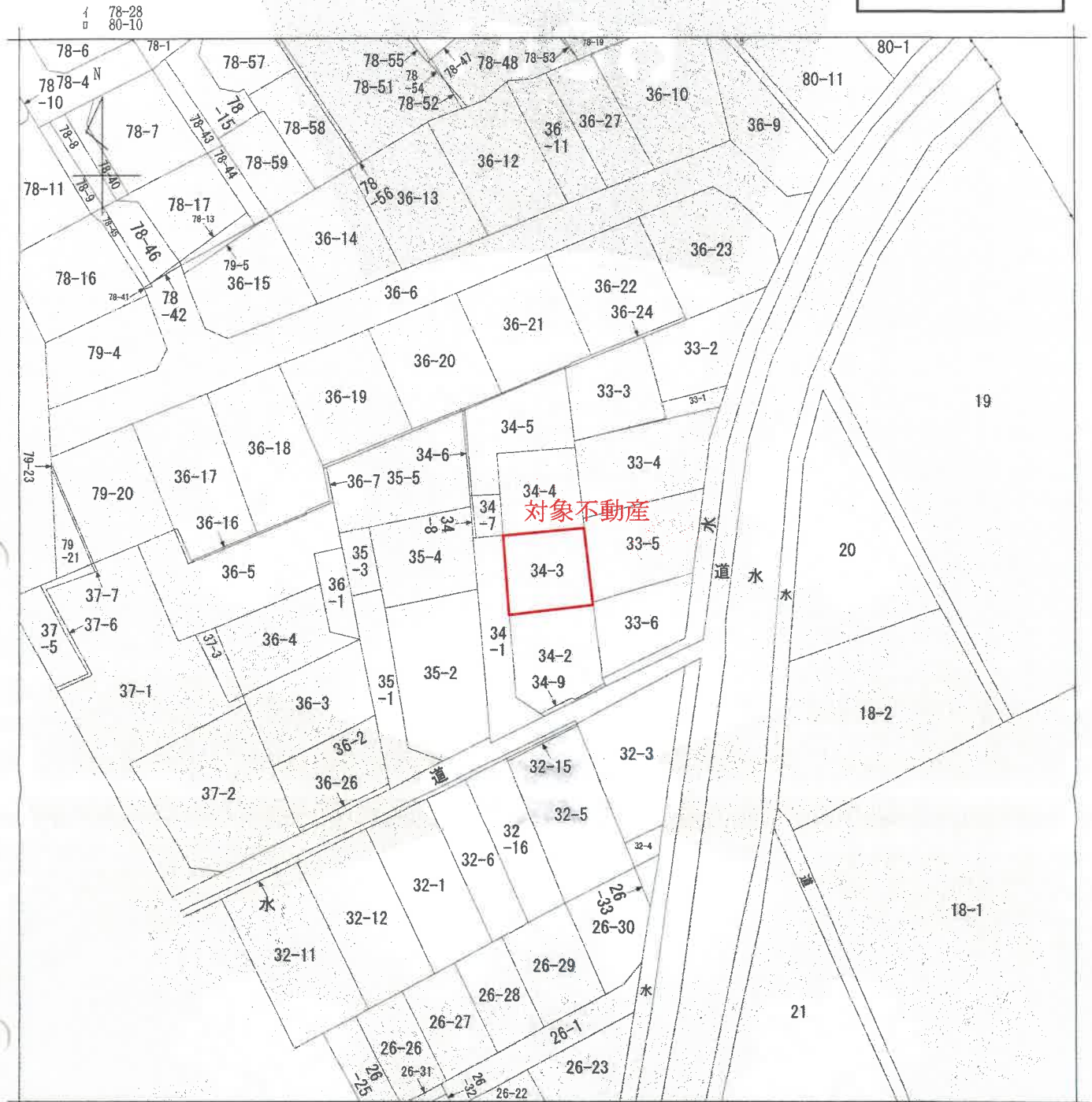
位置図

地理院地図
GSI Maps



出典：国土地理院ウェブサイト(<https://maps.gsi.go.jp/>)
・地理院タイル（ベースマップ）を加工して作成





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し
若林東町宮間

請求部	所在	豊田市若林東町宮間				地番	34番3		
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	その他	
作成年月日				備付年月日(原図)			補事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(名古屋法務局豊田支局管轄)

令和7年3月31日

東京法務局中野出張所

登記官

請求番号：30-1

(1/1)

登記年月日：昭和49年5月16日

34-1 34-1, 34-3 ~ 34-8 地積測量図 2649490

併・新

地番 34 ~ 3 34 ~ 4 34 ~ 5 34 ~ 6

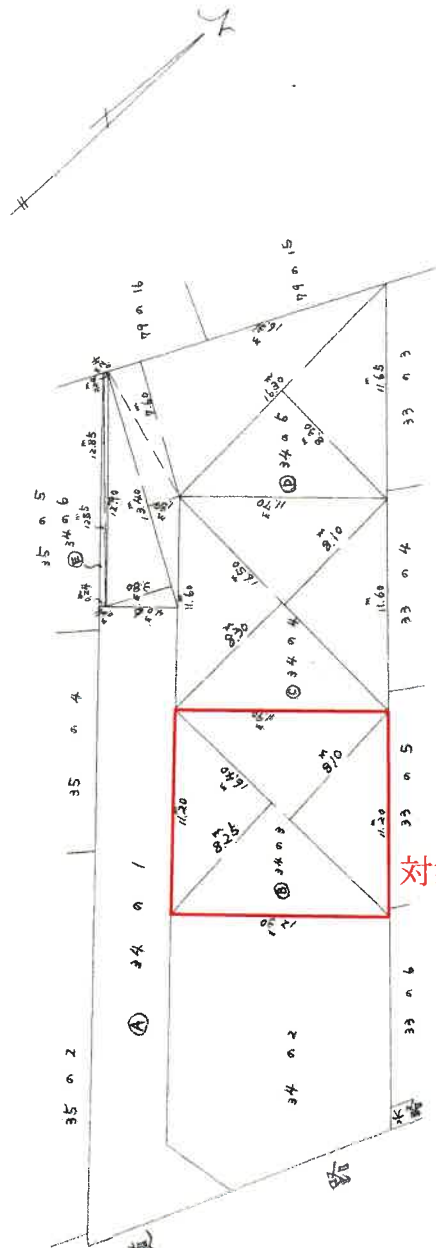
土地の所在 豊田市若林東町一宮間

作製年月日 昭和49年5月12日

作製者

申請人

会員専用



対象不動産

⑤ 求積	
16.40 X 8.25	135.30
16.40 X 9.10	149.24
合計	284.54
— 2 —	135.30

⑥ 求積	
16.50 X 8.30	136.95
16.50 X 8.10	133.65
合計	270.60
— 2 —	135.30

⑦ 求積	
13.40 X 3.80	50.92
13.40 X 1.80	24.12
16.31 X 7.60	123.956
16.30 X 8.30	135.29
合計	334.286
— 2 —	167.143

⑧ 求積	
0.24 X 12.85	3.084
0.24 X 12.90	3.096
合計	6.18
— 2 —	3.09

$$\text{②} = 599.70 - (134.07 + 135.30 + 167.143 + 3.09) = 160.10$$

縮尺 1/300

(名古屋土地家屋調査士会 用紙)

549.5.16

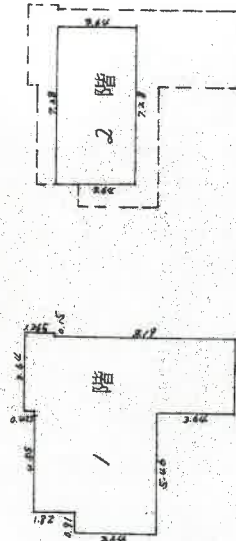
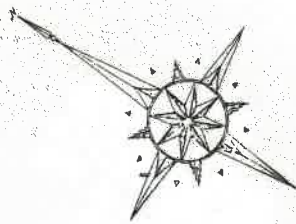
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(名古屋法務局豊田支局管轄)
令和7年3月31日 東京法務局中野出張所 登記官

1219634 各階平面図

家屋番号 34番3

建物図面

建物の所在 豊田市若林東町宮間34番地3



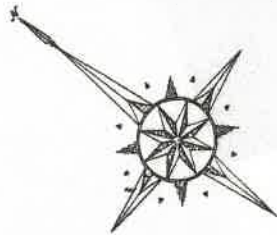
求積

1階 $3.64 \times 0.91 = 3.3124$
 $5.46 \times 4.55 = 24.8430$
 $9.555 \times 3.49 = 33.34695$
 $1.365 \times 0.15 = 0.20475$
61.7071

2階 $7.28 \times 3.64 = 26.4992$

床面積

1階 61.70
2階 26.49



対象不動産

作製者

縮尺

1/250

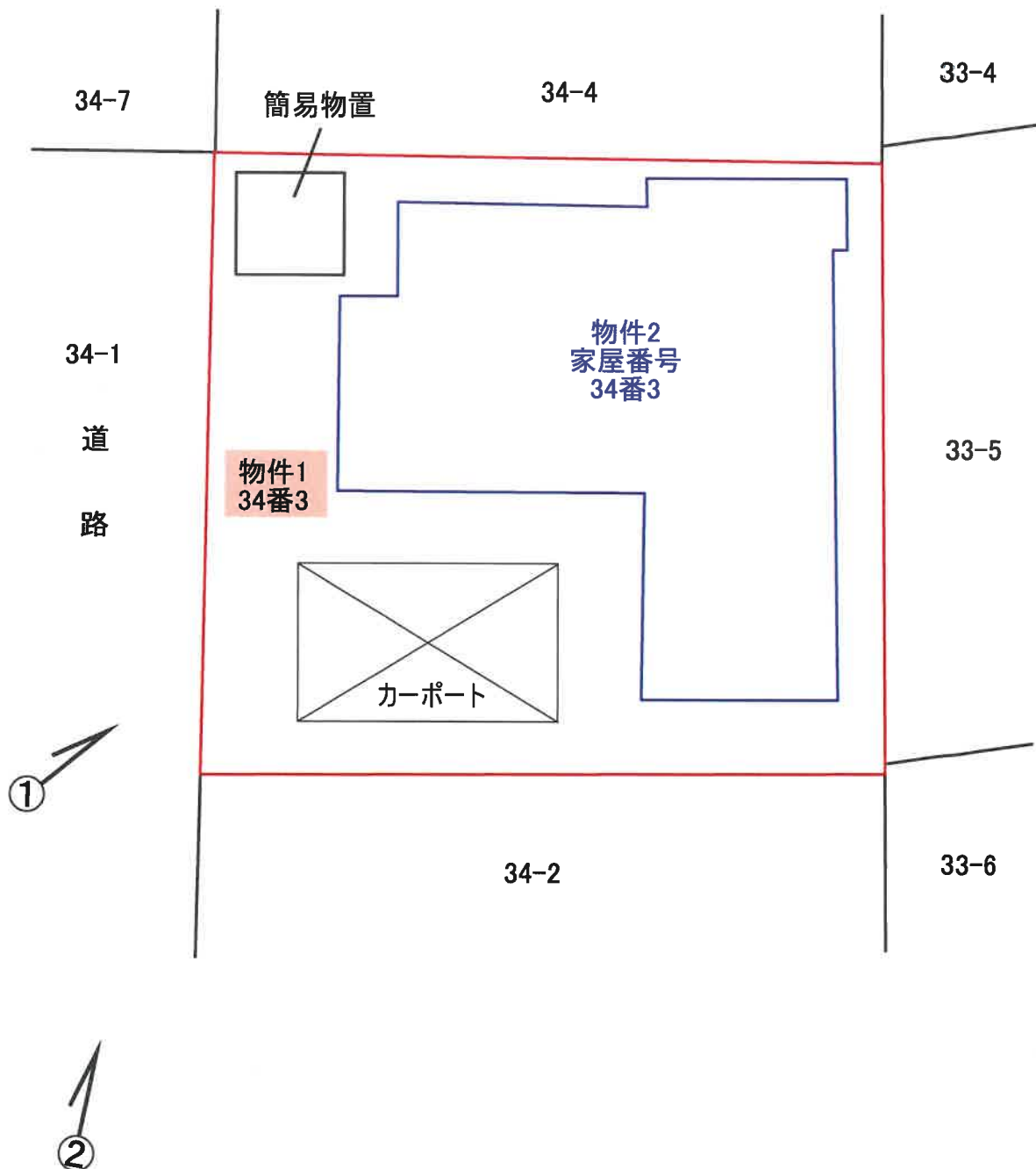
申請人

縮尺

1/500

A4判に縮小

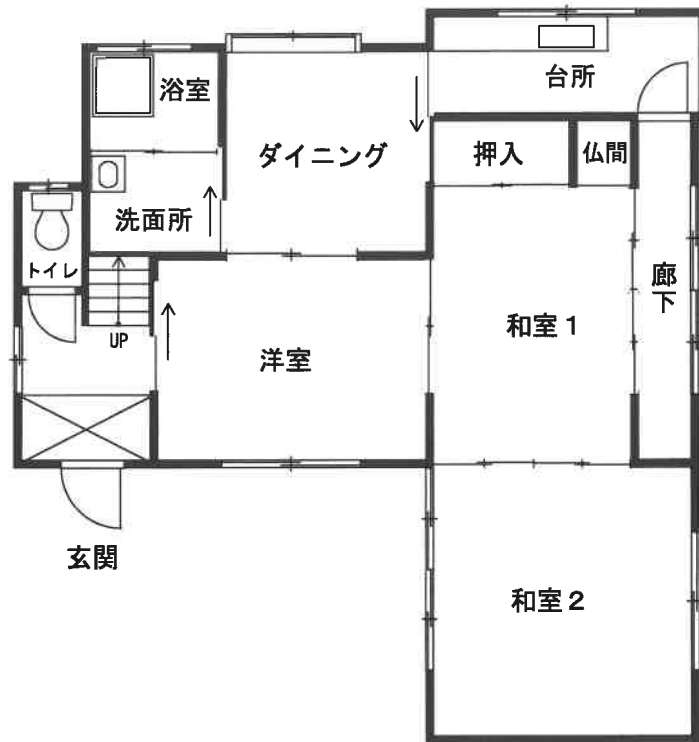
土地建物配置図（概略）



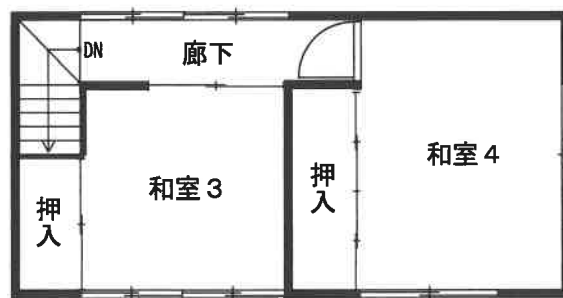
矢印は写真撮影方向を示す



1F



2F





写真番号1



写真番号2